

○実施要項について

質問番号	質問箇所	質問事項	回答
1	実施要項 I 4 (1) ⑥ 工期	工期が令和7年11月30日まで、工事完成引渡し令和5年12月31日となっています。研修棟、放射線治療センターの受変電設備への配管・配線工事は令和5年12月31日までに行う工事でしょうか。それとも外構工事を行う令和7年11月30日までに行う工事でしょうか。	新病院棟完成後の工事になります。
2	実施要項 I 8	事業期間(15年間)満了後のエネルギー供給機器の取扱いは協議となるでしょうか。仮に撤去を要する場合は、別途病院負担と考えてよろしいですか。	ES事業者負担とお考え下さい。
3	実施要項 6ページ II 1 (3) ③	・実績調書(様式3)の「年間契約費用(税込)」は、契約先との守秘義務契約上、未記入としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		・同様に添付する契約書写しについて、料金等の守秘義務に関する記載は黒塗潰しにて提出してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要項 6ページ II 1 (6)	・参加資格審査に係る提出書類には頁番号を付すとされていますが、添付する契約書にも頁番号は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要項 V 2 (1) ①	エネルギー供給機器の資産所有を含んだ長期契約サービスとありますので、サービス期間内においては当該機器の所有権は事業者にあるものとし、固定資産税は事業者負担と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
6	実施要項 V 2 (3) ① 社会性	C02排出量計算における商用電力の原単位が指定されていないため、一般送配電事業者のC02排出係数(2018年度実績)の0.462kg-C02/kWhを原単位と定めてよろしいでしょうか。	以下のとおりとします。 ・電気のC02排出量原単位: 0.496kg-C02/kWh (環境省2018年度九州電力) ・ガスのC02排出量原単位: 2.25kg-C02/kWh (西部ガス) ・電気の一次エネルギー消費量: 9.76MJ/kWh ・ガスの一次エネルギー消費量: 46MJ/m ³
7	実施要項 9ページ V 2 (3) ①	・C02排出量及び一次エネルギー消費量算出のため、各々の原単位をご提示願います。	以下のとおりとします。 ・電気のC02排出量原単位: 0.496kg-C02/kWh (環境省2018年度九州電力) ・ガスのC02排出量原単位: 2.25kg-C02/kWh (西部ガス) ・電気の一次エネルギー消費量: 9.76MJ/kWh ・ガスの一次エネルギー消費量: 46MJ/m ³
8	実施要項 V 2 (3) ① 社会性	一次エネルギー消費量の計算は、商用電力について、負荷平準化時間帯の重み係数(12-3月および7-9月の8:00-22:00に使用する商用電力は1.3倍)を使用すると考えてよろしいでしょうか。	重み係数は使用しないでください。
9	実施要項 V 2 (4) ① 経済性	厨房でのガス消費量に係わるコストも水光熱費に計上する必要があるでしょうか。(目標金額2,580百万円に含めるのでしょうか?)	含めます。
10	実施要項 V 2 (4) ①	15年間のエネルギーサービス料金と光熱水費の合計の目標額が記載されておりますが、この「光熱水費」には病院全体の水道料金、ガス料金は含まないと考えてよろしいですか。もし含む場合には各月の使用量を提示願います。	実施要項11ページに記載のとおり、冷温熱源設備の冷却塔補給水等に事業者提案による年間使用水道量と、実施要項10ページに記載のとおり、厨房等での直接使用分年間ガス使用量を、12分割としてお見込みください。
11	実施要項 10ページ V 2 (4) ①	・水道光熱費算定に含める「厨房等でのガス使用量」月別内訳のご提示をお願いします。	実施要項10ページに記載のとおり、厨房等での直接使用分年間ガス使用量を、12分割としてお見込みください。
12	実施要項 9ページ V 2 (4) ①	・施工時の各種機器の搬入には本体工事側のタワークレーンを使用することが可能でしょうか。	使用することはできません。
13	実施要項 11ページ V 2 (4) ①	・荒尾市公表の上下水道料金の種別について、上水道は「一般用」、下水道は、「一般汚水」を適用してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
		・冷温熱源設備の冷却塔補給水の下水道料金について、補給水量を計量することで下水道料金を100%減免できるものと考えてよろしいでしょうか。	蒸発分の冷却塔補給水を計量して申請すれば、減免は可能です。
14	実施要項 11ページ V 3	・技術提案書の作成要領において、資料の提出にあたり「ファイル綴じ」等の指定はございませんか。	指定はありません。

○資料1～9について

質問番号	質問箇所	質問事項	回答
1	資料1 要求水準書 3.(2)1)④	1,250kVAの非常用発電設備容量の計算根拠を頂けませんか。	非常用発電機容量算出表(別紙01)をご参照ください。別途、メール等で配布いたします。
2	資料1 要求水準書 3(2)2)第4項	空調設備図(M-301)においては、「熱源B-BC」までがES工事の範囲となっていますが、要求水準書に従い、監視装置は本体用とは別にES設備用に構築すると考えてよろしいですか。	(資料4)基本設計書M-301を正とします。
3	資料1 要求水準書 3(2)2)第5項	「電力引込にともなう電柱の移設は事業者負担」とありますが、電柱の移設とは既設引込位置から新しい引込位置への移設と考えるとよろしいですか。	お見込みのとおりです。
4	資料1 要求水準書 3(3)1)③	病院全体に関わる法令に基づく各種申請等の手続きは、本体設計者が行い、ES事業者は支援するという役割分担として考えるとよろしいですか。	ES事業のみに関係する申請はES事業者が行っていただき、病院全体に関わる手続きで必要がある場合については、ES事業者は支援を行うこととします。
5	資料1 要求水準書 3(4)1)③	運用管理に関して、『運転操作』『日常管理』等が事業者所掌と記載がありますが、現場での常駐はしないで、簡易な運用管理は病院側にお願いできるものとし、事業者においては遠隔監視での異常検知により現場駆け付けとする対応としてもよろしいですか。仮に現場常駐を要する場合は、日中夜間常駐とお考えですか。	お見込みのとおりです。
6	資料1 要求水準書 3.(4)1)	燃料備蓄設備は満油引渡しでしょうか。	満油引渡しです。
7	資料1 要求水準書 3.(4)1)	井水槽の設置が予定されておりますが、熱源設備への給水に井水を利用する計画はありますか。利用する場合、井水処理後の水質データを頂けませんか。	熱源設備へ井水を利用する計画はありません。
8	資料1 要求水準書 3.(4)	補給水の水質データを頂けませんか。	上水道とお考えください。
9	資料1 要求水準書4ページ 3(4)③	・運用管理における「故障時の一次対応、復帰操作」及び「緊急停止」については、実施要項2(2)③(P9)に記載があるように「現場駆け付け」による対応という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	資料1 要求水準書5ページ 3(4)③	・事業者にて選任する「電気主任技術者」の責任所掌範囲は、ES対象の変電設備だけでよろしいでしょうか。	(資料4)基本設計書E-04, E-011, E-012, CE-001に記載するSS1～SS4の全てを対象とします。
11	資料1 要求水準書 資料8,9	要求水準書に定められた熱源容量(2,600kW)と資料8,9の想定ピーク負荷(1,200kW)に大きな乖離があります。熱源容量は要求水準書を元に仕様を決定し、電力・ガスの基本料金算定時の最大負荷においては、要求水準書に指定された熱源容量と同じ(冷熱:2,600kW、温熱:2,300kW、給湯:1,000kW)と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	資料2 リスク分担表1ページ	・リスク分担表の内、「施工遅延・未完工」については両社負担となっていますが、起因者となった事業者又は病院が負担するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	資料3 基本協定書(案)別表	・3項に開始予定日(第2条)として「令和6年3月1日」とありますが、研修棟の変電設備についても同日から開始となるのでしょうか。 ・研修棟の変電設備の工事及び放射線治療センターの既存変電設備への繋ぎ込み工事は新病院棟建設期間中の工事となるのでしょうか。	令和7年12月1日から使用開始します。 新病院棟完成後の工事になります。
14	資料4 空調設備図 M-304	中央監視の制御機能において、電力デマンド制御について記載されていますが、この制御はES設備には関わらないと考えるとよろしいですか。	(資料4)基本設計書M-301のとおり、建物側とES事業の中央監視はネットワークで接続します。建物側の中央監視装置から予め協議により決められた電力デマンド制御対象ES設備がある場合は遮断することがあります。
15	資料4 電気設備図 CE-002	右下部に「注記」改修内容が記載されていますが、既設分電盤への幹線の撤去新設はES工事範囲外と考えるとよろしいでしょうか。また、ケーブルにエコケーブルの記載がありますが、SS-3に限らずES工事範囲内すべての高圧・低圧ケーブルをエコケーブルとする必要があるでしょうか。	撤去新設はES工事範囲外とします。ES工事範囲内すべてのケーブルはエコケーブルとします。
16	資料4 電気設備図 E-063	接地設備に関して、接地極・接地網工事については、ES工事範囲外と考えるとよろしいですか。	高圧引込に関する接地はES工事範囲内とし、その他の接地は新病院建設工事とします。
17	資料4 基本設計説明書P62～	SS-3・4への高圧暫定供給の仮設高圧電源工事はES工事範囲と考えるとよろしいですか。また、この仮設備の撤去もES工事範囲ですか。	ES工事範囲外です。
18	資料4 基本設計説明書P62～	SS-1からSS-3・4への高圧電源供給の最終形態については、駐車場を横断する必要があると思いますが、設備安全上から地中埋設のケーブルでの施工という指定と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

19	資料 4	電力会社との責任分界点となる位置を教えてください。また、それ以降はES工事範囲とし、地中ケーブルによる施工と解釈してよろしいですか。	(資料 4) 基本設計書E-001、GE-001に示しています。
20	資料 4 M-001	特記仕様書に一般病室、聴力検査室、脳波検査室のNC値の記載がありますが、熱源機械室上部フロアのNC値・VL値の指定はありますか。	NC40を目標とします。
21	資料 4 基本設計	資料41にて20,000Lのオイルタンクの設置が想定されておりましたが、事業者の提案により増量することは可能でしょうか。	可能です。
22	資料 4 1基本設計説明書 2基本設計説明書 (資料編)	・SS-2の一般動力変圧器容量は基本設計説明書(P49)の500kVA×2台と、同説明書(資料編P49)の500kVA×1台で異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	SS-2の動力変圧器は 一般動力NO.1 500KVA×1 非常保安動力NO.1 500KVA×1 とします。 (資料4) 基本設計書E-012参照
		・SS-3の保安・防災電灯変圧器容量は基本設計説明書(P52)の100kVA×1台と、同説明書(資料編P49)の300kVA×1台で異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	SS-3の全ての変圧器は 一般動力NO.1 300KVA×1 非常用保安NO.1 100KVA×1 一般電灯NO.1 200KVA×1 とします。 (資料4) 基本設計書CE-001参照
		・SS-3の保安・防災動力変圧器容量は基本設計説明書(P52)の200kVA×1台と、同説明書(資料編P49)の500kVA×1台で異なっていますが、どちらが正しいでしょうか。	SS-3の全ての変圧器は 一般動力NO.1 300KVA×1 非常用保安NO.1 100KVA×1 一般電灯NO.1 200KVA×1 とします。 (資料4) 基本設計書CE-001参照
23	資料 5, 6, 7	資料6の工事区分表では、都市ガスの引き込みからES機器への配管接続までが機械設備工事所掌と読み取れる表現となっておりますが、資料5の工事区分フロー図や資料7の平面図では途中からES工事所掌となっております。取り合い点はどこでしょうか。	資料 07_ [資料7] ES機器設置範囲図・機器重量配置図A-030 を正とします。
24	資料 5	放射線治療センターの受変電設備(SS-4)への配管・配線について、既設利用の表記があるため、受変電設備の更新や一部の改修等は見込まず、あくまで配線接続までがES工事所掌という認識でよろしいでしょうか。	受変電設備の更新や改修は含みません。配管工事は新病院建設工事です。
25	資料 5, 6	引込柱からの引込、研修棟と放射線治療センターの受変電設備(SS-3, SS-4)への配管・配線について、地中埋設の外構工事は全て建築工事所掌という認識でよろしいでしょうか。	引込柱～受変電設備(SS-1)までの引込柱及び配管配線を含む全てをES工事範囲とします。研修棟と放射線治療センターの受変電設備(SS-3, SS-4)への配線はES工事範囲とし、配管含む地中埋設の外構工事は全て新病院建設工事とします。
26	資料 5, 6	給湯熱源設備から貯湯槽への給湯加温配管工事について、資料5ではES工事範囲外と受け取れる内容となっておりますが、資料6の工事区分表ではES工事所掌となっております。どちらが正でしょうか。	ES工事です。
27	資料 6, 7	給水配管の取合いについて、屋上は配管立上付近以降ES工事の記載がありましたが、B1F熱源機械室ではどこで取合うのでしょうか。	B1F機械室内飛び込み以降はES工事です。
28	資料 6	工事区分に排水工事の表記がありませんが、全てES範囲外という認識でよろしいでしょうか。	屋外の第1 桝までES設備でお見込みください。
29	資料 6	機械室の防音・遮音内装工事は建築工事所掌という認識でよろしいでしょうか。	(資料4) 基本設計書A-019, 026, 134～140に示しているとおりで。それ以上の防音・遮音措置が必要な場合はお見込みください。
30	資料 6	建築工事にて屋上の防音ルーバーを設置して頂けるので、ES機器の消音器等は見込まず、標準仕様でよろしいでしょうか。	一般的な防音ルーバーで不足する分の必要な消音機能はお見込みください。
31	資料 6	高調波対策のとりまとめはES事業者にて行うのでしょうか。また、負荷側の条件によって対策が必要と判断された場合の費用は別途の扱いでよろしいでしょうか。	とりまとめはES事業者とします。場合によって特別な対策については別途とします。
32	資料 6	工事区分に接地工事の表記がありませんが、全て電気設備工事所掌という認識でよろしいでしょうか。	高圧引込に関する接地はES工事範囲内とし、その他の接地は新病院建設工事とします。
33	資料 6 工事区分表	ES機器燃焼用換気設備がESの区分と記載されていますが、換気設備は機器と連動して自動で作動する方式と考えてよろしいですか。	お見込みのとおりで。
34	資料 7 A-30, 36	B1 熱源機械室1, 2の青着色部にはES対象外設備の貯湯槽、冷温水ヘッダー、2次ポンプは設置しないものと考えてよろしいですか。また前述の機器を設置する場合、機器配置は事業者にて想定してよろしいですか。	お見込みのとおりで。
35	資料 7	電気の引込柱を南西側に建てる計画となっておりますが、南東側からの引込に変更するといった位置調整は可能でしょうか。	位置調整は不可とします。
36	資料 7	資料7の平均積載荷重は、設置設備の重量を青塗部の面積で按分した値が条件値を下回っていればよいという認識でよろしいでしょうか。また、条件値を上回ってしまった場合、調整は可能でしょうか。	お見込みのとおりで。条件値を上回った場合は協議とします。

○その他について

質問番号	質問箇所	質問事項	回答
1	その他	駐車場用地について、工事期間中、病院建設予定地内、もしくは院内駐車場を無償もしくは有償貸与して頂けると考えてよいでしょうか。	院内駐車場の貸与の予定はありません。敷地外でお見込みください。
2	その他	現場共益費は建築工事業者との協議になると思われませんが、想定する現場共益費をES費用に見込むということでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	その他	搬入用重機として建築工事設置のタワークレーンは利用可能でしょうか。その場合、タワークレーンの作業半径や吊り上げ荷重の情報を頂けますでしょうか。	使用できません。
4	その他	頂いている図面資料のCADデータを頂けますでしょうか。	CADデータは配布できません。